

2019年（令和元年）7月16日

関係機関 各位

近畿弁護士会連合会
理事長 北岡 秀晃
同 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会
座長 小山 操子

2019年度 近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期研修会」開催のご案内

平素は当連合会ならびに当連絡協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当連絡協議会では、本年度の夏期研修会を下記の要領で開催することになりました。

今回の研修会では①「後見制度利用促進に関する兵庫県下における各自治体の取り組み～市町に対するアンケート結果をふまえた現状と課題～」、②「精神科に入院している方のための権利擁護の拡充に向けて～各地の実践から考える～」という2つのテーマを設定し、これまで以上に充実した研修会にしたいと考えておりますので奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加を希望される方は、裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、8月9日（金）までに担当事務局宛のFAXにてお申し込みくださいますようお願いいたします。**会場の都合、定員を140名とさせていただきます。**定員を超える場合は、先着順での受付となりますので、予めご了承ください。

記

1. 研修会

日時：2019年8月30日（金） 午後1時～午後6時

詳細は、裏面のカリキュラムをご参照ください。

※当日は、手話通訳、要約筆記を行います。

場所：兵庫県弁護士会館（本館）4階講堂

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通1-4-3

TEL：078（341）7061

<http://www.hyogoben.or.jp/index.html>

JR神戸線：神戸駅 北徒歩7分

神戸高速鉄道：高速神戸駅 北徒歩5分

市営地下鉄：大倉山駅 南徒歩5分

※ 公共交通機関をご利用ください。



2. 参加費用：無料

3. 定員：140名（定員を超える場合、先着順となります）

4. 懇親会

研修会終了後、懇親会の開催を予定しております（会費は5,000円程度を予定）。懇親会出欠につきましては、ご回答ください。

5. カリキュラム

※当日は、手話通訳、要約筆記を行います。

① 13:00～15:10

「後見制度利用促進に関する兵庫県下における各自治体の取り組み～市町に対するアンケート結果をふまえた現状と課題～」(兵庫県弁護士会)

【概要】

兵庫県弁護士会では、兵庫県下の全市町を対象として、各自治体における市町長申立及び成年後見制度利用支援事業などの実施状況について、平成23年にアンケートを実施しました。今般、その後の成年後見制度利用促進法の施行を経て、自治体における体制整備・運用について改めて確認するとともに、各自治体の中核機関設置に向けた取組についてアンケートを実施しました。今回の研修会では、アンケート結果をふまえ、この8年間でどのような変化があったか(なかったか)について振り返るとともに、その原因と課題を分析したいと思います。また、兵庫県下において、先進的な取り組みをしている先進的な取り組みをしている市町・後見支援センターの各担当者にパネリストとして参加して頂きます。実践に即した取組みをご紹介いただくとともに、今後の課題等について検討したいと思います。

② 15:30～18:00

「精神科に入院している方のための権利擁護の拡充に向けて～各地の実践から考える～」(大阪弁護士会)

【概要】

大阪弁護士会では、精神科に入院している方のための権利擁護の拡充に向けて、精神保健支援業務のマニュアルの改訂、基礎研修、経験交流会、精神医療審査会との意見交換会等を毎年実施しており、精神保健支援業務(*)の充実を目指しています。

今回の研修では、『「当たり前」をひっくり返す』『権利擁護が支援を変える』(現代書館)、『枠組み外しの旅』(青灯社)等の著者である竹端寛さん(兵庫県立大学)に「権利擁護」をテーマに基調講演(権利擁護が支援を変える～精神科病院における advocacy の可能性～)をお願いしました。

また、実際に入院経験のある方の体験談を踏まえ、大阪(大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会や認定NPO法人大阪精神医療人権センターの個別相談活動)や大阪・京都・滋賀・兵庫の弁護士会の取組(精神保健支援業務や巡回法律相談等)を紹介します。是非、多くの方のご参加をお待ちしています。

*精神保健支援業務とは、主に精神科に入院している方の退院請求や処遇改善請求の代理人活動をいいますが、今後、弁護士の活躍がさらに期待される分野です。

以上

夏期研修会 参加申込書 (FAX : 06-6364-5069)

出席する (※下記の項目の内、該当するものに必ず○印をご記入ください。) 【⇒ 回答期限 : 8月9日(金)】

8月30日(金)	【研修会①】	・出席する	・欠席する
	【研修会②】	・出席する	・欠席する
	【懇親会】	・出席する	・欠席する

(懇親会の出席回答後、前々日までにキャンセルのご連絡がない場合には、懇親会費についてご負担願います。)

所属団体・職種など ()

連絡先 住所 〒 -

TEL FAX

ふりがな 貴名

近関連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会 担当事務局 行 TEL : 06-6364-1238